

令和4年7月20日発行

I 【重要】介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について

令和4年10月に介護職員の賃金を月額3%引き上げるための措置として介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されます。

10月から加算を算定する場合は、令和4年8月31日(水)までに令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出及び体制届の提出が必要となりますので、各指定権者(県(保健福祉事務所)、中核市、市町村・広域連合)へ提出してください。(介護職員処遇改善支援補助金については県内全ての事業所について長野県が提出先でしたが、当加算については各事業所の指定権者が提出先となりますので、ご注意ください。)

なお、様式等詳細については7月末に長野県ホームページ上にて公開します。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

II 【重要】令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和3年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業所は、実績報告書の提出が必要となります。

提出期限は令和4年8月1日(月)までとなっておりますので、令和3年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

●掲載先URL(長野県ホームページ)

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧(本庁)」
→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」
→「介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

III 【重要】令和4年度介護保険施設・事業者研修会の資料掲載について

標記の研修会について、令和4年4月20日発行の「介護インフォメーション'22 vol.1」にて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催の中止を連絡させていただいたところですが、本研修会で使用を予定していた資料を長野県ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

●掲載先URL(長野県ホームページ)

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ ○令和4年度介護保険施設・事業者研修会の中止について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

※上記場所の下にある「令和4年度介護保険施設・事業者研修会資料について」をクリックすると各種資料が確認できます。

●なお、今年度は有料老人ホームについての研修資料も上記URL先に掲載予定です。また、令和4年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業についても資料を掲載予定ですので、ご承知おきください。資料掲載後、別途介護インフォメーションでお知らせします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

IV 福祉用具に係る重大製品事故について（情報提供）

今般、「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」（令和3年3月5日付厚生労働省事務連絡）が発出され、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供がなされることになりました。厚生労働省から情報提供された事故については、随時長野県ホームページ上に掲載しています。必ずご確認いただき、同種の事故発生を防止するため、福祉用具の使用方法や使用上の留意事項等について十分な説明を行う等、利用者の安全確保に関して遺漏なくご対応いただくようお願いします。

●掲載先URL①（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「6 様式集 ○介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式」→「(画面右側バナー) 福祉用具に関する通知、情報等」→「福祉用具の重大製品事故について（情報提供）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/fukusiyougujiko.html>

●掲載先URL②（消費者庁ホームページ）

「トップページ」→「政策」→「政策一覧(消費者庁のしごと)」→「消費者安全」→「公表資料」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2022/

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 介護現場における多様な働き方導入モデル事業について【募集中】

◆事業目的

リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な人材層（若者・女性・高齢者）を対象とした多様な働き方や柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）を介護事業所が導入することにより、効率的・効果的な事業運営を図り、広く他の介護事業所の参考となるような取組みを行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で支援する補助事業です。まずは、下記担当係あて、お気軽にご相談ください。

◆事業主体 介護保険サービス事業所等

◆事業内容

本事業は、原則として以下の内容を全て行っていただきます。

- (1) 事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置・運営
- (2) 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- (3) 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する取組
- (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- (5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

◆補助率 3分の2以内

●掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/202107tayounamodel.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VI 認知症介護基礎研修 e ラーニング修了者を対象にフォローアップ研修を実施します

長野県ではeラーニングシステムを使用した認知症介護基礎研修の修了者を対象にフォローアップ研修を実施します。

	研修日	会場	申込期間（消印有効）
第1期	令和4年9月28日（水）	諏訪湖ハイツ（岡谷市）	令和4年8月1日（月）～8月9日（火）
第2期	令和5年3月6日（月）	千曲市総合観光会館（千曲市）	令和5年1月30日（月）～2月7日（火）

詳細は、研修実施団体である一般社団法人 長野県認知症介護指導者会ホームページをご確認ください。

<https://nagano-careshidousha.net/>

【問合せ先】一般社団法人 長野県認知症介護指導者会 電話：0268-71-6755

長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VII 業務継続計画(BCP)を支援します(社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業)

長野県社協では、令和6年度(2024年)に義務化される業務継続計画(BCP)策定に関するアドバイザー派遣を実施しておりますので、ご活用ください。なお、義務化までの期日が迫っていること、アドバイザーの人数が限られていることから、ご希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。

- 1 事業名 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業(長野県委託事業)
※「業務継続計画(BCP)策定支援」はアドバイザー派遣メニューの一つです。
- 2 支援内容 業務継続計画(BCP)の策定手順等への助言。
※計画策定のコンサルティング業務ではありません。
- 3 申込方法 以下のURL・二次元コードからお申し込みください。実施要領は申込フォーム冒頭からダウンロードできます。
<https://bit.ly/3toq3FL>
- 4 その他
 - (1)アドバイザー派遣経費は無料。
 - (2)1法人、年間(4月～翌年3月)に5回まで利用可能。相談時間は1回2時間。
 - (3)アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

【申込み・問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyō.or.jp



VIII 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2022年9月1日～2022年9月30日	2022年7月11日～2022年8月10日
2022年10月1日～2022年10月30日	2022年8月11日～2022年9月10日
2022年11月1日～2022年11月30日	2022年9月11日～2022年10月10日

※令和4年(2022年)7月及び8月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121 (直通)

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

